

日商簿記 1 級 過去問攻略講座

【収益認識編②】

題材 第 162 回 検定試験（施行日 2022 年 11 月 20 日）

【解答すべき金額】

貸借対照表 ① 商品 ② 返品資産 ③ 返金負債

損益計算書 ④ X 商品の売上総利益 ⑤ 売上原価 ⑥ 売上高

決算整理前残高試算表

20X6年 3 月 31 日

（単位：千円）

借 方 科 目	金 額	貸 方 科 目	金 額
現 金 預 金	54,620	支 払 手 形	75,500
受 取 手 形	88,000	買 掛 金	110,000
売 掛 金	122,000	未 払 金	1,500
商 品	87,779	仮 受 金	?
返 品 資 産	5,704	返 金 負 債	9,200
仮 払 法 人 税 等	310,000	貸 倒 引 当 金	220
建 物	1,500,000	建 物 減 価 償 却 累 計 額	585,000
備 品	600,000	備 品 減 価 償 却 累 計 額	262,500
車 両 運 搬 具	?	車 両 購 入 手 形	307,995
土 地	2,369,000	資 本 金	2,460,000
長 期 貸 付 金	1,000,000	資 本 準 備 金	250,000
長 期 前 払 費 用	8,694	そ の 他 資 本 剰 余 金	89,000
自 己 株 式	99,680	利 益 準 備 金	157,000
売 上 原 価	6,614,680	繰 越 利 益 剰 余 金	667,000
販 売 費	575,995	売 上	?
一 般 管 理 費	431,190	受 取 利 息	30,000
減 価 償 却 費	60,000	為 替 差 損 益	7,583
支 払 利 息	320	固 定 資 産 売 却 益	2,000
	?		?

2. 当社はX商品を他社からの注文にもとづいて販売するとともに、Y商品については販売後1か月の間は売価で返品を受け付けるという返品権を付して得意先に販売している。変動対価については販売時に対価を見積って計上している。当社が取り扱う商品はこの2種類のみである。棚卸減耗損と商品評価損については、売上原価の内訳項目として処理する。

(1) X商品の販売に関する資料

- X商品の売上は5,553,620千円である。このうち、4,620千円については、翌年度引渡しの契約の締結時に手付金を受領した際に、誤って売上として計上していたことが判明したため、必要な修正を行う。なお、商品の仕入れと引渡しは未だ行われていないため、商品や売上原価の修正の必要はない。
- X商品の期首商品棚卸高は74,800千円、期末商品棚卸高（原価）は73,200千円、当期に販売したX商品の売上高総利益率は22.5%である。試算表上の金額は実地棚卸を反映していない。実地棚卸高（原価）は72,850千円、実地棚卸高（正味売却価額）は71,970千円である。

(2) Y商品の販売に関する資料

- 2月末に得意先にY商品125,000千円を返品権を付して現金で販売した。当社が得意先から受け取る対価は変動対価であり、120,000千円は返品されないものと見積もって処理していた。本日、返品期限につき、得意先から売価で4,550千円相当の商品が返品されてきたため、当座預金口座から代金を返済した。この返品分は試算表に反映されていない。なお、3月中に販売し、当期末時点で返品期限の到来していない分は売価で105,000千円で、このうち100,800千円は返品されないものと見積もっている。3月販売分については未だ返品されてきていない。期末に棚卸減耗損と商品評価損は生じていない。
- 前期に販売した商品のうち前期末時点で返品期限の到来していなかったY商品の売価は240,000千円（原価153,600千円）で、このうち228,000千円については返品されないものとして見積もって処理していた。当期に得意先から売価で10,800千円相当の商品が返品されてきたため、当座預金口座から代金を支払うとともに、当期に仕入れた商品とともに同じ利益率で販売している。当期に販売したY商品の売上高総利益率は38%である。Y商品の期首商品棚卸高は42,888千円（前年3月における返品見積分は含んでいない）である。
- Y商品の販売にあたっては、当期はX商品の販売価額の25%増しで販売している。なお、Y商品の売上高総利益率および見積返品率は同一期間内では一定であるが、每期異なっている。

【解 答】

貸借対照表

- ① 商品：89,370 千円
- ② 返品資産：2,604 千円
- ③ 返金負債：4,200 千円

損益計算書

- ④ X商品の売上総利益：1,247,295 千円
- ⑤ 売上原価：6,616,189 千円
- ⑥ 売上高：9,282,000 千円

※ この解答は登川が作成したものであり、主催者である日本商工会議所及び各地商工会議所の公式情報ではありません。